

## 令和 6 年度第 1 回向日市空家等対策協議会にて出された意見

意見	対応及び回答
<p>P2「※本計画における空家等の定義についての考え方」において、※1、※2では「この法律において『空き家等』とは～」、「この法律において『特定空家等』とは～」という出だしになっているが、※3はいきなり条文が載っているため、※1、※2と同様に書くべきと思う。※4も文章の整合性としては、同様の出だしでいくと、市民の方や読者にとって用語の定義として分かりやすいのではないかと思う。</p>	<p>※3及び※4の出だしを※1及び※2と統一しました。</p>
<p>P14「5 管理不全空家等対策」において、参考資料のガイドラインを参照している部分があるので、文中にどこから引用しているのかを書いた方がわかりやすいと思う。</p>	<p>法令やガイドラインから引用している部分は文中に引用ページを追記しました。</p>
<p>P15「表3-1 管理不全空家等及び特定空家等に対する手続きとその手順」において、※1が「法第9条第3項の規定に基づき」となっているが、「法第9条第2項の規定に基づき」の誤りと思われる。</p>	<p>「法第9条第2項の規定に基づき」に修正しました。</p>
<p>P17「1 行政の実施体制（2）向日市空家等対策庁内検討委員会」において、空家等に関する課題に対して横断的な連携を図ると書いてあるが、できればここに何課と連携しているかが書いてあると良いと思う。</p>	<p>案件によって関係する課が異なる可能性があるため、計画内に明文化はせず、臨機応変に関係課と連携を図ります。</p>

## その他

- ・P3「4 計画の位置づけ」において、「第2次ふるさと向日市創生計画」を「第3次ふるさと向日市創生計画」に修正しました。
- ・P4「1 向日市の人口動向（1）人口・世帯の動向」とP6「3 住宅・土地統計からみた現状」に令和5年住宅・土地統計調査の結果を反映させました。
- ・P4「1 向日市の人口動向（2）年齢別人口、（3）世帯の型別世帯数」に令和2年国勢調査の結果を反映させました。